

## 令和 4 年第 1 回岐阜県議会定例会提出予定議案の概要（条例その他）

(令和 4 年 2 月 1 8 日)

議第 2 7 号 岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：財政課、危機管理政策課]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 行政書士試験手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：法務・情報公開課]

【改定前】 1 人につき 7, 0 0 0 円

【改定後】 1 人につき 1 0, 4 0 0 円

- 2 高圧ガス保安法の施行に関する事務に係る製造保安責任者等試験手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：消防課]

区 分		手 数 料 の 額 (1 人につき)	
		改 定 前	改 定 後
製造保安責任者試験	乙種化学責任者免状に係るもの	9, 3 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 8, 8 0 0 円	1 1, 6 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1 1, 1 0 0 円
	丙種化学責任者免状に係るもの	8, 7 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 8, 2 0 0 円	1 0, 3 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 9, 8 0 0 円
	乙種機械責任者免状に係るもの	9, 3 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 8, 8 0 0 円	1 1, 6 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1 1, 1 0 0 円
	第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	9, 3 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 8, 8 0 0 円	1 1, 6 0 0 円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 1 1, 1 0 0 円

	第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	8,700円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,200円	10,300円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、9,800円
販売主任者試験	第一種販売主任者免状に係るもの	7,900円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、7,400円	9,000円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,500円
	第二種販売主任者免状に係るもの	6,200円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、5,700円	7,200円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、6,700円

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：消防課]

手数料の名称	手数料の額	
	改定前	改定後
保安確保機器設置等認定申請手数料	1件につき 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上のものにあつては、110,000円	1件につき 販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上のものにあつては、98,000円
液化石油ガス設備士試験手数料	1人につき 21,400円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、20,900円	1人につき 23,200円 ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、22,700円

4 電気工事士免状書換え手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：消防課]

【改定前】 1通につき 2,100円  
【改定後】 1通につき 2,700円

(令和4年4月1日から施行)

議第28号 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例  
について

[担当課：人事課]

1 岐阜県職員定数条例の一部改正  
県職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	4,298人		4,336人		+38
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー	173人	うち、教員は、45人とする。	173人	うち、教員は、45人とする。	±0
企業会計職員（都市建築部）	67人		67人		±0
議会の事務部局	29人		29人		±0
選挙管理委員会の事務部局	5人		5人		±0
監査委員の事務部局	20人		20人		±0
人事委員会の事務部局	12人		12人		±0
労働委員会の事務部局	8人		8人		±0
教育委員会の事務部局	272人		274人		+2
学校	5,490人	うち、教員は、4,704人とする。	5,455人	うち、教員は、4,673人とする。	▲35
警察	3,954人	うち、警察官は、3,527人（警視121人、警部256人、警部補及び巡査部長2,067人、巡査1,083人）とする。	3,956人	うち、警察官は、3,527人（警視121人、警部256人、警部補及び巡査部長2,067人、巡査1,083人）とする。	+2
合計	14,328人		14,335人		+7

2 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正  
市町村立学校職員の定数を次のとおり変更する。

区 分	変 更 前		変 更 後		
	定 数	備 考	定 数	備 考	
小学校、中学校及び義務教育学校	11,796人	うち、教員は、11,193人とする。	11,812人	うち、教員は、11,220人とする。	+16
特別支援学校	129人	うち、教員は、122人とする。	137人	うち、教員は、130人とする。	+8
定時制高等学校	31人		31人		±0
合計	11,956人		11,980人		+24

(令和4年4月1日から施行)

議第29号 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止する。
- 2 次の措置を講じることを任命権者に義務付ける。
  - (1) 本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
  - (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

(令和4年4月1日から施行)

議第30号 岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

消防団協力事業所（※1）を有する者のうち一定の要件を満たすものに対する事業税の課税の特例（※2）について、その適用期間を3年延長する。

※1 消防団活動に協力している事業所として市町村長から表示証の交付を受けたもの

※2 特例の概要は、次の表のとおり。

対 象	軽 減 内 容
県内の消防団協力事業所において消防団員を1人以上雇用している等、一定の要件を満たす法人又は個人が行う事業	税額を2分の1に軽減 (上限100万円(※3))

※3 消防団員数が従業員数（役員及び個人事業主を含む。）の1割以上の場合は、上限200万円

(令和4年4月1日から施行)

議第 3 1 号 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する  
条例について

[担当課：デジタル戦略推進課]

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に鑑み、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 情報通信技術を活用した行政の推進は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、次の事項を旨として行われなければならないこととする。
  - (1) 個々の手続等が一貫してデジタルで完結すること。
  - (2) 一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。
  - (3) 複数の手続等をワンストップで実現すること。
- 2 行政手続のデジタル化のために必要な事項を次のとおり定める。
  - (1) 知事は、県の機関の情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を定めなければならないこととする。
  - (2) オンラインによる申請等に係る使用料及び手数料の納付を、情報通信技術を利用する方法でできることとする。
  - (3) 申請等に際して添付することが定められている書類等（住民票の写し等）について、県の機関等がマイナンバーカードを利用するなどして当該書類等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととする。
  - (4) 県は、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならないこととする。
- 3 題名を「岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。
- 4 次の 2 条例について、所要の規定の整理を行う。
  - (1) 岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例
  - (2) 岐阜県使用済金属類営業に関する条例

(令和 4 年 4 月 1 日から施行)

議第 3 2 号 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

[担当課：地域振興課]

清流の国ぎふ大学生等奨学金（※）の借受人のUターンによる就業を促進し、及び借受人の利便性を向上させるため、次のとおり規定の整備を行う。

※ 県外の大学等に在学し、将来地元で活躍する意志がある学生の修学を支援することにより、県内への移住を促進するための奨学金

1 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部改正

- (1) 奨学金返還債務の免除及び履行猶予の要件のうち、県内に居住し、及び県内で就業する期限を、大学等の卒業後 6 月以内から 1 2 月以内に延長する。
- (2) (1)の要件について、県内で就業することが大学等の卒業後 1 2 月以内に内定した場合は、県内に居住し、及び県内で就業する期限を大学等の卒業後 1 8 月以内とする特例を設ける。
- (3) 奨学金の貸与の対象となる者の要件に、申請時に 3 親等内の親族で成年者であるもののいずれか又は連帯保証人が県内に住所を有することを加える。
- (4) 奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合の延滞金の年率（1 4 . 6 %）を引き下げ、県税の延滞金の例によることとする。

2 岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報（※）を利用できる事務として、清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務を追加する。

※ 氏名、生年月日、性別、住所等

（令和 4 年 4 月 1 日から施行）

議第 3 3 号 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：市町村課]

1 次の事務について富加町への権限移譲を行う。（2 法令 1 9 項目）

- (1) 農地・農業関係：農地法 9 項目の事務
- (2) 環境・生活関係：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 1 0 項目の事務

2 事務の廃止に伴い、次の事務について市町村への権限移譲を廃止する。（2 法令 3 項目）

- (1) 土地利用・都市計画関係：租税特別措置法 2 項目の事務
- (2) 環境・生活関係：岐阜県統計調査条例 1 項目の事務

（令和 4 年 4 月 1 日から施行）

議第34号 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

[担当課：県民生活課]

自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民、自転車利用者、事業者等の責務並びに市町村及び交通安全関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止並びに自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、次のように定める。

- 1 基本理念を次のとおり規定する。
  - (1) 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民及び事業者にとって身近な交通手段であり、県民生活及び事業活動に有用であるとともに、その利用に当たり車両として道路交通法その他の法令の遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行われなければならない。
  - (2) 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民、自転車利用者、保護者、学校、事業者及び交通安全関係団体が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行われなければならない。
- 2 自転車の安全で適正な利用の促進について、県、県民、自転車利用者、保護者、学校の長、事業者及び自動車等を運転する者の責務並びに市町村及び交通安全関係団体の役割を規定する。
- 3 自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を次のとおり規定する。
  - (1) 自転車の安全で適正な利用に関する教育等
    - ア 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するとともに、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う当該教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
    - イ 自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を、保護者、学校の長、事業者及び交通安全関係団体の努力義務とする。
  - (2) 点検整備等  
自転車の定期的な点検及び必要な整備並びに両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策を、自転車利用者、保護者及び事業者（自転車をその事業の用に供する事業者又は自転車貸付事業者に限る。）の努力義務とする。
  - (3) 乗車用ヘルメットの着用
    - ア 乗車用ヘルメットの着用を、自転車利用者の努力義務とする。
    - イ 児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させることを、保護者の努力義務とする。
  - (4) 乗車用ヘルメットの着用の促進等
    - ア 県は、乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
    - イ 自転車通学者に乗車用ヘルメットの着用に関する情報の提供、助言等を行うことを、学校の長の努力義務とする。
  - (5) 自転車損害賠償責任保険等への加入  
自転車利用者（児童生徒等の場合は、その保護者）及び事業者（自転車をその事業の用に供する事業者又は自転車貸付事業者に限る。）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないこととする。

(6) 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進等

- ア 県は、自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- イ 学校の長が、自転車通学者に対し保険等への加入を確認し、加入していることが確認できないときに保険等に関する情報の提供を行うことを努力義務とする。
- ウ 事業者が、自転車通勤者に対し保険等への加入を確認し、加入していることが確認できないときに保険等に関する情報の提供を行うことを努力義務とする。
- エ 自転車の小売又は整備を業とする事業者が、自転車を購入する者又は自転車の整備を依頼する者に対し保険等への加入を確認し、加入していることが確認できないときに保険等に関する情報の提供を行うことを努力義務とする。
- オ 自転車貸付事業者が、借受人に対し保険等の内容に関する情報を提供することを努力義務とする。
- カ 交通安全関係団体が、保険等への加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずることを努力義務とする。

4 市町村が、地域の実情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げないこととする。

(3(3)及び(5)並びに3(6)イからオまでは令和4年10月1日から、その他は令和4年4月1日から施行)



議第 35 号 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：障害福祉課]

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、次の 2 条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- 2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(令和 4 年 4 月 1 日から施行)

議第 36 号 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

[担当課：障害福祉課]

厚生労働省令の一部改正に伴い、一定の指定福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設の基準を満たすものとみなす等の特例について、その適用期間を 2 年延長する。

(令和 4 年 4 月 1 日から施行)

議第 37 号 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

[担当課：子育て支援課]

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金の設置期間を 1 年（令和 7 年 6 月 30 日まで）延長する。

(公布の日から施行)

議第 38 号 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例について

[担当課：子ども家庭課]

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

- 1 乳児院等（※1）の長の資格要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間を勘案するものを、児童福祉法に規定する相談援助業務（※2）に従事した期間を勘案するものとする。

※1 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

※2 児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務

- 2 その他所要の規定の整理を行う。

※ これを読み替えて準用する岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定の整理を含む。

(令和4年4月1日から施行)

議第39号 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：商工政策課]

- 1 職業能力開発促進法の施行に関する事務のうち、2級及び3級の技能検定試験手数料（実技試験）に係る軽減措置が適用される対象を次のとおり変更する。

[担当課：労働雇用課]

【変更前】 35歳未満の者

【変更後】 在職者（※1）又は県内在校生（※2）であって、25歳未満であるもの

※1 雇用保険の被保険者である者

※2 高等学校、公共職業能力開発施設等に在学等する者であって県内に住所を有するもの又は県内の高等学校、公共職業能力開発施設等に在学等するもの

- 2 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行う。

[担当課：産業技術課]

- (1) 新たに実施する次の区分に掲げる試験の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
一般理化学試験手数料	三次元粗さ解析電子顕微鏡	SEM観察（1か所1枚の写真撮影を含む。）	4,870円に1試料について1視野増すごとに1,530円を加えた額
		粗さ解析	5,440円に1試料について1視野増すごとに2,100円を加えた額
		元素分析	6,010円に1試料について1視野増すごとに2,670円を加えた額
繊維試験手数料	吸水速乾性試験		9,900円
木工試験手数料	屈折率		1,020円

- (2) オートクレーブ試験に係る窯業試験手数料を廃止する。

(令和4年4月1日から施行)

議第40号 岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例について

[担当課：畜産振興課]

畜舎等の建築等に係る災害防止等のため必要な制限（※1）は、建築基準法の委任を受けた岐阜県建築基準条例で規定しているが、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）の施行により、一部の畜舎等（※2）には建築基準法及び岐阜県建築基準条例が適用されないこととなるため、岐阜県建築基準条例で規定してきた制限を引き続き行うことができるよう法及び省令の委任を受けた条例で定める。

※1 災害危険区域内の畜舎等の制限、がけに近接する畜舎等の制限及び大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限

※2 畜舎等の建築等及び利用に関する計画を作成し、知事の認定を受けたもの

(令和4年4月1日から施行)

議第41号 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：家畜防疫対策課]

- 1 国の豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（※）の一部改正に伴い、知事が認定した獣医師が行う豚熱予防注射に係る次の手数料を新たに徴収する。

※ 家畜伝染病予防法第3条の2第1項の規定により、農林水産大臣が作成する指針

手数料の名称	単位	手数料の額
豚熱予防液管理手数料	1頭につき	60円

- 2 家畜防疫員（※）が行う豚熱予防注射に係る家畜注射等手数料の額を次のとおり改定する。

※ 県職員である獣医師の中から知事が任命した者

【改定前】 1頭につき 310円

【改定後】 1頭につき 240円

(令和4年4月1日から施行)

議第 4 2 号 岐阜県種雄豚検査条例を廃止する条例について

[担当課：家畜防疫対策課]

- 1 自然交配による種付けの用に供する雄豚の検査を義務付けている岐阜県種雄豚検査条例について、豚の人工授精による種付けが普及し、及び豚熱の発生により農場間の豚の移動が厳格化されたことにより、検査の需要が見込まれなくなったため、同条例を廃止する。
- 2 1に伴い、次の2条例について、所要の規定の整理を行う。
  - (1) 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
  - (2) 岐阜県農林関係手数料徴収条例

(公布の日から施行)

議第 4 3 号 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：都市政策課]

- 1 都市計画法施行規則の一部改正に伴い、開発行為等適合証明書交付手数料について、認定を受けようとする畜舎建築利用計画が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を対象に加える。

[担当課：都市政策課]
- 2 宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴い、宅地造成適合証明書交付手数料について、認定を受けようとする畜舎建築利用計画が宅地造成等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を対象に加える。

[担当課：建築指導課]
- 3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、宅地建物取引士資格試験手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：建築指導課]

【改定前】	1人につき	7,000円
【改定後】	1人につき	8,200円

(令和4年4月1日から施行)

議第 4 4 号 岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について

[担当課：都市公園課]

養老公園に新たなキャンプ場(※)を整備するため、パークゴルフ場を廃止するとともに、有料公園施設及び駐車場の休業日を月曜日から火曜日に変更する。

※ 指定管理者が都市公園法に基づく許可を受けて設置管理する公園施設

(令和4年7月1日から施行)

議第45号 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：警察本部会計課]

1 道路交通法の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行う。

[担当課：警察本部運転免許課]

(1) 運転技能検査（※）の導入に伴い、次の手数料を新たに徴収する。

※ 75歳以上で一定の違反歴のある者が運転免許証の更新を受けようとする場合に受検する運転について必要な技能に関する検査

手数料の名称	手 数 料 の 額
運転技能検査手数料	1件につき 3,550円

(2) 若年運転者講習（※1）の導入に伴い、自動車運転等講習手数料として次の区分に係る手数料を新たに徴収し、指定講習機関（※2）の収入とする。

※1 特例取得免許（一定の教習を修了した19歳以上で普通免許等の保有期間が1年以上ある者が取得した第二種免許、大型免許又は中型免許をいう。）を保有する者であって、21歳（中型免許にあつては、20歳）に達するまでの間に違反点数が一定の基準に達したものが受講するもの

※2 一定の要件に該当すると認められるものとして公安委員会が指定する者で、特定の講習を行わせることができるもの

区 分	手 数 料 の 額
若年運転者講習	1時間につき 2,250円

(3) 初心運転者講習等通知手数料について、若年運転者講習の通知を対象に加える。

(4) 認知機能検査に関する事務に係る手数料の額を次のとおり改定する。

手数料の名称	改 定 前	改 定 後
認知機能検査手数料	1件につき 750円	1件につき 1,050円
認知機能検査員講習手数料	1人につき 1,400円 ただし、自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、800円	1人につき 1,450円 ただし、自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、1,200円

(5) 高齢者に対する講習に係る自動車運転等講習手数料について、次のとおり区分を変更した上、額を改定する。

変更前			変更後	
区分		手数料の額	区分	手数料の額
小型特殊自動車免許以外の免許	認知機能検査の結果に基づいて行うもの	1件につき 5,100円 ただし、検査の結果認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、7,950円	普通自動車対応免許（運転技能検査の対象者を除く。）	1件につき 6,450円
	臨時認知機能検査の結果に基づいて行うもの	1件につき 5,800円	上記以外	1件につき 2,900円
	上記以外	1件につき 5,100円		
小型特殊自動車免許	認知機能検査の結果に基づいて行うもの	1件につき 2,250円 ただし、検査の結果認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、4,450円		
	臨時認知機能検査の結果に基づいて行うもの	1件につき 2,350円		
	上記以外	1件につき 2,250円		

- (6) 特定任意高齢者講習手数料について、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（簡易）に係る区分を廃止するとともに、特定任意高齢者講習（シニア運転者）に係る区分を次のとおり変更した上、額を改定する。

変更前			変更後	
区分		手数料の額	区分	手数料の額
特定任意高齢者講習（シニア運転者）に係るもの	認知機能検査の結果に基づいて行うもの	1件につき 5,100円 ただし、検査の結果認知機能が低下しているおそれがある場合にあっては、7,950円	普通自動車対応免許（運転技能検査の対象者を除く。）	1件につき 6,450円
	上記以外	1件につき 5,100円	上記以外	1件につき 2,900円

- (7) 運転免許限定解除申請手数料について、運転可能な車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件（※）の解除の申請に対する審査を対象に加える。

※ 運転に不安を覚える高齢運転者等に対し、自主返納だけでなく、より安全な自動車に限って運転を継続するという中間的な選択肢として導入された、免許に付する条件

- (8) その他所要の規定の整理を行う。

- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務に係る猟銃等クロスボウ所持許可証書換え手数料の額を次のとおり改定する。

[担当課：警察本部生活安全総務課]

【改定前】 1通につき 1,800円  
【改定後】 1通につき 1,600円

（1は令和4年5月13日から、2は令和4年4月1日から施行）



議第46号 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：警察本部生活安全総務課]

民法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(令和4年4月1日から施行)

議第47号 岐阜県庁舎行政棟建築工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

- 1 労務費及び資材単価の上昇に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	27,571,690,300円
	変更後	28,633,852,500円 (+1,062,162,200円)

- 2 階段の形状の変更に伴い、延べ面積を増加する。

延べ面積	変更前	68,303.40平方メートル
	変更後	68,328.39平方メートル (+24.99平方メートル)

※当初の契約内容

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 1 契約の相手方 | 前田・大日本・TSUCHIYA・岐建特定建設工事共同企業体  |
| 2 工事の場所  | 岐阜市藪田南地内                       |
| 3 工事の概要  | 鉄骨造21階建<br>延べ面積68,303.40平方メートル |
| 4 契約年月日  | 令和元年7月1日                       |

議第48号 岐阜県庁舎行政棟空調設備工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

労務費及び資材単価の上昇に伴い、契約金額を増額する。

契約金額	変更前	4,628,910,000円
	変更後	4,767,466,000円 (+138,556,000円)

※当初の契約内容

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 契約の相手方 | 三建・須賀・朝日・二葉特定建設工事共同企業体 |
| 2 工事の場所  | 岐阜市藪田南地内               |
| 3 工事の概要  | 空気調和設備工事 一式            |
| 4 契約年月日  | 令和元年7月1日               |

議第49号 岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

労務費及び資材単価の上昇に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 1,606,282,700円  
変更後 1,624,738,500円 (+18,455,800円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 川崎・戸島・岡田特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 給排水衛生設備工事 一式
- 4 契約年月日 令和元年10月15日

議第50号 岐阜県庁舎議会棟建築工事の請負契約の変更について

[担当課：県庁舎建設課]

- 1 労務費及び資材単価の上昇に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 5,992,585,500円  
変更後 6,161,442,100円 (+168,856,600円)

- 2 エレベーターの仕様の変更等に伴い、延べ面積を減少する。

延べ面積 変更前 13,937.24平方メートル  
変更後 13,929.08平方メートル (△8.16平方メートル)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 大日本・TSUCHIYA・岐建・青協特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 3 工事の概要 鉄骨造6階建  
延べ面積13,937.24平方メートル
- 4 契約年月日 令和2年3月23日

議第51号 川上<sup>かおれ</sup>第2トンネル第2期工事の請負契約の変更について

[担当課：道路建設課]

トンネル掘削時の周辺地盤の補強等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 2,244,000,000円  
変更後 2,588,502,400円 (+344,502,400円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 大日本・市川・金子特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 一般国道257号  
下呂市馬瀬<sup>まがせ</sup>川上<sup>かおれ</sup>地内
- 3 工事の概要 トンネル工  
延長481.00メートル  
幅員7.00メートル  
内空断面積48.40平方メートル
- 4 契約年月日 令和2年10月8日

議第52号 本巣松陽高等学校新特別棟建築工事の請負契約の変更について

[担当課：公共建築課]

労務費及び資材単価の上昇に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 763,400,000円  
変更後 768,837,300円 (+5,437,300円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 西濃・上村特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 本巣市仏生寺地内
- 3 工事の概要 新特別棟  
鉄筋コンクリート造3階建  
延べ面積3,001.40平方メートル  
渡り廊下  
鉄骨造2階建  
延べ面積144.42平方メートル
- 4 契約年月日 令和3年3月24日

議第53号 羽島高等学校南舎建築工事の請負契約の変更について

[担当課：公共建築課]

労務費及び資材単価の上昇等に伴い、契約金額を増額する。

契約金額 変更前 1,021,900,000円  
変更後 1,058,229,700円 (+36,329,700円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 市川・岐南・田中特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 羽島市竹鼻町地内
- 3 工事の概要 南舎  
鉄筋コンクリート造3階建  
延べ面積3,085.02平方メートル  
渡り廊下  
鉄骨造2階建  
延べ面積160.84平方メートル  
鉄骨造2階建  
延べ面積38.61平方メートル
- 4 契約年月日 令和3年7月8日

議第54号 包括外部監査契約の締結について

[担当課：行政管理課]

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約金額 11,000,000円を上限とする額
- 3 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 5 契約の相手方 弁護士  
尾藤 望（びとう のぞむ）  
郡上市八幡町城南町281番地
- 6 契約の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議第55号 中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金の徴収期間の変更について

[担当課：道路建設課]

中日本高速道路株式会社が中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金の徴収期間を次のように変更することについて協議に応ずる。

【変更前】 平成18年4月1日から平成49年12月5日まで

【変更後】 平成18年4月1日から令和31年3月30日まで

議第56号 岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画の策定について

[担当課：デジタル戦略推進課]

- 1 基本理念 誰一人取り残されないデジタル社会である岐阜県
- 2 基本方針 (1) DXで生活を「豊かに」  
多様な価値観やライフスタイルを持ち、豊かな人生を送ることができる社会を目指す。  
(2) DXで生活を「安心に」  
どの世代も健康に生活し、安心して子育てができる社会を目指す。  
(3) DXで生活を「便利に」  
役所に赴くことなく、全ての手続きが自宅でできる社会を目指す。  
※「DX」：デジタル・トランスフォーメーション
- 3 基本施策 (1) 行政のデジタル化  
(2) 市町村行政のDX支援  
(3) 各分野のDX（地域づくり、防災等16分野）
- 4 主な目標指標 オンライン化する行政手続き数 2,674手続（令和7年度）ほか12項目
- 5 計画期間 令和4年度から令和8年度まで

議第57号 岐阜県森林づくり基本計画の策定について

[担当課：林政課]

- 1 基本理念 揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり
- 2 基本方針 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり ～森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して～
- 3 基本施策 (1) 森林づくりの推進  
(2) 林業・木材産業の振興  
(3) 森林の新たな価値の創造と山村地域の振興
- 4 主な目標指標 間伐実施面積 9,600ヘクタール（令和8年度）ほか5項目
- 5 計画期間 令和4年度から令和8年度まで

議第58号 令和3年度岐阜県一般会計補正予算の専決処分の承認について

(令和4年1月31日専決)

[担当課：財政課]

(単位 千円)

歳入歳出補正予算

○歳入  
     国庫支出金                    1,658,683  
     繰入金                        3,800,000

○歳出                                5,458,683

(企画経済委員会関係)

    商工労働部                    3,000,000

        ○売上減少事業者への支援  3,000,000

            まん延防止等重点措置の指定がされた1月、2月のいずれかの売上が、15%以上減少した事業者(時短要請の対象事業者を除く)に対し、中小事業者には20万円、個人事業者には10万円を一律支給

(厚生環境委員会関係)

    健康福祉部                    2,458,683

        ○宿泊療養施設の拡大  815,503

            新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状者や軽症者が療養する宿泊療養施設を追加確保

        ○ワクチンの大規模接種会場の拡大                                    43,180

            コロナの感染拡大を防ぐため、新たに飛騨圏域に大規模接種会場を設置

        ○小学校や保育所等における予防的検査の実施                        1,600,000

            高齢者施設等のほか、ワクチン接種の対象外である12歳未満の子どもを預かる小学校や保育所等の従事者の予防的検査を新たに実施

(専決処分の報告をするもの)

損害賠償の額の確定

- ・交通事故に係るもの 4件
- ・道路事故に係るもの 5件
- ・その他事故に係るもの 3件

[交通事故に係るもの]

報第1号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和元年6月4日 瑞浪市釜戸町地内 車両への衝突による同乗者の負傷 10,156,244円	[担当課：水道企業課]
報第2号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和2年12月23日 多治見市日ノ出町地内 駐車場における車両との衝突 181,430円	[担当課：健康福祉政策課]
報第3号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和3年9月16日 多治見市広小路地内 交差点における車両との衝突 40,000円	[担当課：警察本部監察課]
報第4号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和3年11月1日 大垣市丸の内地内 停止中の車両への衝突 413,624円	[担当課：警察本部監察課]

[道路事故に係るもの]

報第5号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	平成31年2月8日 関市池尻地内 道路側溝の蓋が跳ね上がったことによる車両の破損 244,996円	[担当課：道路維持課]
報第6号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和元年9月27日 岐阜市下土居地内 道路上の段差による自転車等の破損 217,682円	[担当課：道路維持課]
報第7号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和3年3月29日 岐阜市曾我屋地内 道路上の穴にタイヤがはまったことによる車両の破損 123,964円	[担当課：道路維持課]
報第8号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和3年7月5日 瑞穂市唐栗地内 立ち上がった状態の道路側溝の蓋による車両の破損 25,938円	[担当課：道路維持課]
報第9号	発生年月日及び場所 事故の概要 賠償額	令和3年1月28日 下呂市火打地内 山腹からの落石による車両の破損 72,373円	[担当課：道路維持課]

[その他事故に係るもの]

報第10号	発生年月日及び場所 事 故 の 概 要 賠 償 額	令和3年9月8日 美濃加茂市本郷町地内 草刈り中に石を飛散させたことによる車両の破損 279,070円	[担当課：教職員課]
報第11号	発生年月日及び場所 概 要 賠 償 額	令和3年11月19日 岐阜市藪田南地内 免除範囲の誤認による職業訓練指導員免許（事務科）の取消し 6,609円	[担当課：労働雇用課]
報第12号	発生年月日及び場所 概 要 賠 償 額	令和3年11月19日 岐阜市藪田南地内 免除範囲の誤認による職業訓練指導員免許（自動車車体整備科）の取消し 3,140円	[担当課：労働雇用課]



(その他法令に基づき報告をするもの)

報第13号 岐阜県国民保護計画の変更について

[担当課：危機管理政策課]

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第8項において準用する同法第34条第6項の規定により、岐阜県国民保護計画の変更を報告するもの

**【変更の内容】**

統計数値の更新等に伴う計画の軽微な変更

報第14号 令和3年度指定金融機関の状況について

[担当課：出納管理課]

岐阜県指定金融機関の指定に関する条例第3条の規定により、地方自治法施行令第168条の4第1項に基づいて実施する指定金融機関の取り扱う公金の収納状況等の検査結果について報告するもの

- 1 指定金融機関の名称 株式会社大垣共立銀行
- 2 検査結果 指摘事項なし